

特定事業所集中減算の流れ

特定事業所集中減算チェック用紙（様式1）の作成

すべての居宅介護支援事業所は、毎年度2回（前期・後期）、様式1に必要事項を記載し、超えているか否かの確認を行います。

【対象サービス】居宅介護支援の給付管理の対象となる、訪問介護、通所介護（地域密着型を含む）、福祉用具貸与のサービス

【前期】 判定期間・・・3月1日から8月末日 報告期限・・・9月15日

【後期】 判定期間・・・9月1日から2月末日 報告期限・・・3月15日

各サービス種類ごとの算定結果が、いずれか1つでも80%を超えた場合

NO

YES

様式1を阿南市介護保険課に提出
（1部は事業所で5年間保存）

集中減算に該当しない

様式1を阿南市介護保険課に提出
（1部は事業所で5年間保存）
理由書を作成した場合は、様式2及び理由書も併せて提出

理由書等を市において審査

結果

【正当な理由と認める】

集中減算の対象としない

結果

【正当な理由と認めない】 【理由なし】

集中減算の対象とする

【減算適用期間】

前期判定期間：10月～3月減算適用

後期判定期間：4月～9月減算適用